

長野県報

12月2日 (木) 令 和 3 年 (2021年) 第260号

目 次

告	· · 示	
-	河川法に基づく協議の成立及び関係図書の縦覧(河川課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	長野県収入証紙売りさばき人の氏名 (名称) 及び売りさばき場所変更の届出 (2件) (会計課)	2
	道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	2
公	S 告	
	家畜伝染病発生の届出 (園芸畜産課家畜防疫対策室)	3
	開発行為に関する工事の完了 (都市・まちづくり課)	3
	開発行為に関する工事の完了 (都市・まちづくり課)	3
	長野県教育委員会表彰等規則に基づく表彰 (教育政策課)	4
	特定調達契約に係る落札者の決定 (5件) (学びの改革支援課)	4

長野県告示第626号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により、次のとおり公示します。

関係図書は、長野県建設部河川課及び長野県上田建設事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供します。

令和3年12月2日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 河川の名称
 - 信濃川水系一級河川内村川
- 2 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

- 3 河川管理施設の位置
 - 上田市大字東内字観音前3400番地1地先から
 - 上田市大字東内字欠下2484番地3地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所
 - 名称 道路管理者 上田市
 - 住所 上田市大手一丁目11番16号
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間

令和3年11月22日から道路の存続する日まで

河 川 課

長野県告示第627号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、令和3年11月24日、次のとおり売りさばき人の名称等及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和3年12月2日

長野県知事 阿 部 守 一

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	一般社団法人 日本自動車販売 協会連合会長野県支部	長野県長野市大字高田字五分一沖 679—10	長野県長野市大字高田字五分一沖679—10 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 長野県支部
旧	社団法人 日本自動車販売協会 連合会長野県支部	長野県長野市中御所字岡田 130 番地	長野県長野市中御所字岡田 130 番地 社団法人 日本自動車販売協会連合会長野 県支部

会 計 課

長野県告示第628号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、令和3年11月24日、次のとおり売りさばき人の名称等及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和3年12月2日

長野県知事 阿 部 守 一

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	一般社団法人 日本自動車販売 協会連合会長野県支部	長野県長野市大字高田字五分一沖 679—10	長野県松本市平田東2丁目8-11 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 長野県支部 松本支所
旧	一般社団法人 日本自動車販売 協会連合会長野県支部松本支所	長野県松本市平田東2丁目5-1	長野県松本市平田東2丁目5-1 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 長野県支部 松本支所

会 計 課

長野県北信建設事務所告示第11号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年12月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年12月2日

長野県北信建設事務所長 丸 山 進

- 1 路 線 名 牟礼永江線
- 2 供用を開始する区間

中野市大字永江字沖1820番の13地先から

中野市大字永江字沖1830番の4地先まで

3 供用を開始する期日 令和3年12月3日

道路管理課